

淡路市すずのね・学びの灯奨学金支給概要（案）

1 趣旨

経済的理由により就学困難なひとり親家庭に属する生徒の保護者（父又は母に限る。以下同じ。）に対し、淡路市すずのね・学びの^{ともしび}灯奨学金（以下「奨学金」という。）を支給する。

2 奨学金支給対象者

次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。ただし、教育長が特に必要があると認める者は、奨学金の支給対象とすることができる。

- （１） ひとり親家庭に属する生徒であって、高校等に在学し、当該高校等の最終修学年のもの
- （２） ひとり親家庭に属する生徒及びその保護者が市内に住所を有すること。
- （３） 保護者に係る申請年度の市民税が非課税で、当該申請年度の前年度における市税（市民税以外の市税をいう。）を完納している者
- （４） 修学意欲が極めておう盛であること。
- （５） 生活保護を受給していない者

3 奨学金の額等

- （１） 奨学金の額 25万円（一括支給）
- （２） 奨学金の交付 一人につき1回限り
- （３） 奨学金の年間人数 4人程度

4 その他

- （１） 奨学金の返還 不要
- （２） 奨学金の支給時期 大学の入学前
- （３） 退学、休学等の場合 奨学金の取消し

5 実施時期

令和8年度一般会計補正予算（第3号）成立後

※ 「高校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校後期課程若しくは高等専門学校又は特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程をいう。